

2024（令和6）年9月24日

## 自己点検・評価報告書

公益財団法人日弁連法務研究財団



はじめに	1
第1 自己点検・評価報告書作成のプロセス	2
第2 自己点検・評価の内容と結果	4
1 評価基準	4
2 評価方法	11
3 認証評価の実施状況	17
4 組織及び運営の状況	20
5 まとめ	24

はじめに

公益財団法人日弁連法務研究財団（以下「当財団」という。）は、2004（平成16）年8月31日に文部科学大臣から法科大学院認証評価機関として第1号の認証を受け、以来多数の法曹実務家、研究者及び有識者の協力・支援のもと、法科大学院の認証評価を行ってきた。

当財団では、評価全体を貫くフィロソフィーとして「法曹に必要なマインド・スキルの養成」を掲げ、「2つのマインドと7つのスキル」（第2の1参照）を設定した。その上で、この「2つのマインドと7つのスキル」を備えた法曹を養成する教育が行われているかについて、9分野42項目（2024年9月末日時点。第2の1参照）の評価基準を設定し、実質と対話を重視した評価を行ってきた。

前回の自己点検・評価以降、当財団は、2019（令和元）年度～2020（令和2）年度に3巡目の評価サイクルにて2校の再評価、2021（令和3）年度～2023（令和5）年度までに4巡目の評価サイクルにて11校の本評価を実施した。

自己点検・評価報告書の作成に当たり、当財団は、4巡目の評価を受審した法科大学院（以下「受審校」という。）及び評価活動に参画した評価員を対象としてアンケート調査を実施し、その結果も併せて分析した。

いわゆる法曹コースとの接続による3+2の法曹養成制度が始まり、司法試験の在学中受験資格が導入された一方、一時期の法曹志願者の減少は落ち着きを見せてきているなど、この5年間で法科大学院を取り巻く状況はさらに大きく変化している。このような変化の著しい状況の中、当財団による認証評価が、法科大学院、学生、社会にとって有意義な認証評価となり得ているのか、自己点検・評価を行う。

なお、自己点検・評価項目については、学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令第2条第4号に基づき、評価基準、評価方法、認証評価の実施状況並びに組織及び運営の状況を取り上げた。

2024（令和6）年9月

## 第1 自己点検・評価報告書作成のプロセス

### 1 自己点検・評価委員会の組織構成

自己点検・評価委員会の委員は以下のとおりである。

(2024(令和6)年9月末日時点)

(五十音順・敬称略)

- |        |                                    |
|--------|------------------------------------|
| ○荒川 雅行 | 関西学院大学名誉教授                         |
| 尾崎 雅俊  | 弁護士(大阪弁護士会)                        |
| 桐山 桂一  | 東京新聞論説委員                           |
| ○葛野 尋之 | 青山学院大学法学部教授                        |
| 桑野雄一郎  | 弁護士(第二東京弁護士会)                      |
| 小浦 美保  | 岡山大学大学院法務研究科教授                     |
| 島田新一郎  | 創価大学大学院法務研究科教授, 弁護士(東京弁護士会)        |
| 鈴木 純   | 公益社団法人経済同友会副代表幹事, 帝人株式会社シニア・アドバイザー |
| 土田 亮   | 上智大学大学院法学研究科教授, 弁護士(第二東京弁護士会)      |
| 中川 正隆  | 司法研修所教官                            |
| 二羽 和彦  | 中央大学大学院法務研究科教授                     |
| 花本 広志  | 東京経済大学現代法学部教授                      |
| 人見 剛   | 早稲田大学大学院法務研究科教授                    |
| 古谷由紀子  | 消費生活アドバイザー                         |
| 松本 克美  | 立命館大学大学院法務研究科特別任用教授                |
| 丸山 敦裕  | 関西学院大学大学院司法研究科教授                   |
| 美和 薫   | 弁護士(東京弁護士会)                        |
| 村上 陽子  | 日本労働組合総連合会(連合)副事務局長                |
| ○山崎雄一郎 | 弁護士(東京弁護士会)                        |
| ◎山野目章夫 | 早稲田大学大学院法務研究科教授                    |

◎印は委員長, ○印は副委員長

### 2 自己点検・評価の検討経過

#### (1) アンケート調査の実施

当財団の自己点検・評価活動及び今後の評価事業に資する目的で, 当財団が実施した4巡目の法科大学院認証評価(2021(令和3)年度~2023(令和5)年度)の受審校(11校)及び評価に携わった評価員(58名)に対し, アンケート調査を実施した。

調査の結果, 回答数は評価校10校, 評価員25名であった。

#### (2) 検討の経過

2024(令和6)年6月21日(金) 第1回自己点検・評価委員会

2024（令和6）年7月26日（金） 認証評価会議  
2024（令和6）年9月24日（火） 第2回自己点検・評価委員会

## 第2 自己点検・評価の内容と結果

### 1 評価基準

#### (1) 認証評価の目的及び評価に当たっての考慮事項

当財団は、学校教育法第110条に規定する認証評価機関として、各法科大学院の教育活動等が、必要と考えられる基準に全体として適合していることの評価（適合認定）及び分野毎の法曹養成に向け効果的な取り組みをしていることの評価（分野別評価）を行うべく評価基準を設定している。そして、当財団は、評価基準に基づく認証評価を通じて、各法科大学院が、「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律」や法科大学院の設置基準に基づく基準を充足することにとどまらず、更なる教育活動の質的向上に向けて発展することを目的として評価を実施している。また、評価結果は当財団のウェブサイトで公表し、社会に対して、各法科大学院の教育活動等の状況を周知している。

なお、評価基準の解釈や適用に当たっては、各法科大学院の教育活動の向上に向けた自由な発想や果敢な挑戦意欲を殺ぐことにならないよう、配慮している。

#### (2) 当財団による認証評価の特色

当財団の認証評価の6つの特色は、以下のとおりである。

##### ア ユーザーの視点

法科大学院と司法サービスのエンドユーザー及び法曹との連携を目指すこと。

##### イ 法律実務家の視点

「法曹に必要なマインド・スキルの養成」を、評価全体を貫くフィロソフィーとするとともに、独立の評価基準とすること。

##### ウ 法科大学院の自己改革の視点

法科大学院の自主性を尊重し、その自己改革による自発的な発展を支援すること。

##### エ 法科大学院との対話重視

充実した現地調査によって法科大学院とのコミュニケーションを行うこと。

##### オ 実質重視

評価の過程における無駄を排し、実質的に重要な作業に焦点を絞ること。

##### カ 法曹養成教育の研究

法曹養成教育の研究を行い、これに裏打ちされた充実した評価及び支援を実施すること。

当財団は、上記イ記載のとおり、「法曹に必要なマインド・スキルの養成」を、評価全体を貫くフィロソフィーとするとともに、法曹が一生かけ

て追求すべきテーマとして、一般有識者、法科大学院関係者、法曹などからの意見を集約し、「法曹に必要なマインド・スキル」を法律専門職責任としての「2つのマインド」<sup>1</sup>、法律専門職能力としての「7つのスキル」<sup>2</sup>としてまとめ、提言している。また、当財団が法曹関係者以外の様々な分野の有識者を多数評価委員会の委員に迎え、多様な意見を評価に反映していること及び受審校の教員や学生との対話を重視する観点から、3日間の現地調査を実施していることは、大きな特色である。今後も、当財団は、法科大学院の自主性を尊重し、その自己改革による自発的な発展を支援することを特色の一つとして重視していく。

### (3) 当財団の評価基準

3巡目（2016（平成28）年度～2020（令和2）年度）における評価基準は、9分野にわたる40の評価基準で構成された。4巡目（2021（令和3）年度～2023（令和5）年度）における評価基準は、以下のとおり、第1分野と第5分野において評価基準を新設し、9分野にわたる42の評価基準で構成される。

#### 第1分野 運営と自己改革

法曹像の周知、特徴の追求、自己改革、情報公開等を含む7基準

#### 第2分野 入学者選抜

入学者・既修者選抜基準等の規定・公開・実施、多様性等を含む3基準

#### 第3分野 教育体制

専任教員の必要性及び適格性、年齢構成、担当授業時間数等を含む7基準

#### 第4分野 教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み

FD活動、学生評価の2基準

#### 第5分野 カリキュラム

科目設定、科目の体系性、履修登録の上限等を含む6基準

#### 第6分野 授業

授業計画・準備、授業の実施、理論と実務の架橋等を含む5基準

#### 第7分野 学習環境及び人的支援体制

学生数、施設・設備の確保・整備、教育・学習支援体制等を含む8基準

---

<sup>1</sup> 当財団では「法曹としての使命・責任の自覚」及び「法曹倫理」を2つのマインドとして設定している。

<sup>2</sup> 当財団では「問題解決能力」「法的知識」「事実調査・事実認定能力」「法的分析・推論能力」「創造的・批判的検討能力」「法的議論・表現・説得能力」「コミュニケーション能力」を7つのスキルとして設定している。



## 第8分野 成績評価・修了認定

厳格な成績評価の実施，成績評価等に対する異議申立手続等を含む3基準

## 第9分野 法曹に必要なマインド・スキルの養成（総合評価及び適合認定） （1基準）

当財団は、個々の評価基準についての評価判定を行った上で、第1分野から第8分野までの8つの分野についての「分野別評価」を行う。そして、第9分野において、第1分野から第8分野までの分野別評価を踏まえた総合評価を行い、評価の対象となる法科大学院が、全体として評価基準に適合しているか否かの認定（適合認定）を行う。

個々の評価基準は、法令由来基準(◎)、追加基準A(●)、追加基準B(○)の3つに分類され、◎及び●については、1つでも満たしていない場合は原則として不適合と判定し、不適合の程度（逸脱の度合い）、期間、改善のための努力の現状を考慮して、早期に改善される蓋然性が認められる場合には、適合と判定することもある。逆に、○について満たさないものがあったとしても、それだけで直ちに不適合とはならないが、総合考慮の上、法曹養成教育機関として重大な欠陥があると認められる場合には、不適合と認定されることもある。

個々の評価基準の評価判定は、基準毎に定めた判定基準に従い、適合不適合判定又は多段階評価を行うが、評価判定に資するよう、趣旨、解説、判定の目安、及び評価判定の視点等を設けている。

### （4）評価基準等の改定

関係法令の改正等に対応するため、当財団は、以下のとおり評価基準、趣旨、解説、判定の目安、又は評価判定の視点（以下、総称して「評価基準等」という。）を改定した。

#### ア 2019（平成31）年3月改定

##### ・ 第5分野 5-3 科目構成（3） 新設

専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省告示第16号）（以下「設置基準」という。）の改正により、産業界等との連携による授業科目の開発、教育課程の編成及びそれらの不断の見直しや教育課程連携協議会の設置等が定められたため、評価基準を新設した。

なお、評価基準等の改定に当たっては、法令に基づく形式的な改定の場合を除いて、当財団のウェブサイトにおいて、約3週間から1か月程度のパブリックコメントを実施している。また、当該改定は、本自己点検評価の評価対象期間より前に行われた改定ではあるものの、新設された評価基準が適用されているのは4巡目からであることに伴い、本自己点検・評価報告書に記載する趣旨である。

#### イ 2020（令和2）年9月改定

- ・ I 総説
 

法科大学院制度の創設から約 15 年が経過したことに伴い、効果的な法曹養成教育についての、継続的な検討や、改善努力を重ねていくことを明記した。
- ・ II 評価基準（概要）について
 

多段階評価について、各評価が認められる水準について明記するとともに、合否判定について、適合不適合認定によることを明記した。
- ・ 第 1 分野 1－7 法曹養成連携協定の実施状況 新設
 

法科大学院の教育と司法試験等の連携等に関する法律が改正により、法曹養成連携協定において、当該連携法科大学院が行うこととされている事項の実施状況を含めて認証評価を行うと定められたことから、評価基準を新設し、後述のウの改定において評価基準の趣旨、解説、判定の目安、評価判定の視点についても新設した。
- ・ 第 2 分野 2－1 入学者選抜〈入学者選抜基準等の規定・公開・実施〉
 

設置基準の改正に伴い、改正の内容に合わせるかたちで、評価基準の（注）の表現を修正した。
- ・ 第 2 分野 2－2 既修者認定〈既修者選抜基準等の規定・公開・実施〉
 

設置基準の改正に伴い、改正の内容に合わせるかたちで、評価基準の（注）の表現を修正するとともに、同改正により、特別選抜という入学者選抜が新たに実施されることになったことに伴い、後述のウの改定において解説、評価判定の視点を改定した。
- ・ 第 5 分野 5－1 科目構成(1)〈科目設定・バランス〉
 

設置基準の改正により、法科大学院の授業科目として、教育科目の編成や、開設すべき科目の内容が定められたこと、また、法科大学院課程の修了要件として各科目の単位数が定められたことから、評価基準及び評価基準の（注）を改定し、後述のウの改定において、評価基準の解説、評価判定の視点を改定した。
- ・ 第 5 分野 5－2 科目構成(2)〈科目の体系性〉
 

設置基準の改正により、法科大学院の教育課程の編成方針について明記されたことにより、評価基準の（注）を改定し、後述のウの改定において、評価基準の解説を改定した。
- ・ 第 5 分野 5－4 科目構成(4)〈法曹倫理の開設〉
 

設置基準の改正により、法律実務基礎科目（法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目）の設置が求められたため、当該基準を追加基準 A から、法令由来基準に変更するとともに、弁護士法や、弁護士職務基本規程等により求められる法曹倫理の内容

について明記するため、評価基準の（注）を改定し、後述のウの改定において、評価基準の解説を改定した。

- ・ 第5分野 5-6 履修(2)〈履修登録の上限〉

設置基準の改正により、認定法曹コースを修了して法科大学院に入学した学生等、法科大学院が定めた合理的な基準に照らして優れた成績をもって修得することが見込まれる者として法科大学院が認める学生について、履修科目の登録の上限を44単位とすることが認められたため、評価基準の（注）を改定し、後述のウの改定において、評価基準の解説を改定した。

- ・ 第7分野 7-1 学生数(1)〈クラス人数〉

設置基準の改正により、法律基本科目について同時に授業を行う学生数を50人以下とすると規定されたため、評価基準の（注）②を改定した。

ウ 2022（令和4）年4月改定

- ・ 判定の目安の改定

前述のイの改定により、合否判定について、適合不適合認定によることとされたため、以下の評価基準の判定の目安について、合否という記載から、適合不適合という記載に変更した

- ① 第1分野 1-4 法科大学院の自主性・独立性

- ② 第1分野 1-6 学生への約束の履行

- ③ 第3分野 3-1 教員体制・教員組織(1)〈専任教員の必要性及び適格性〉

- ④ 第5分野 5-3 科目構成(3)〈授業科目の開発、教育課程の編成及びそれらの見直し〉

- ⑤ 第5分野 5-4 科目構成(4)〈法曹倫理の開設〉

- ⑥ 第5分野 5-6 履修(2)〈履修登録の上限〉

- ⑦ 第7分野 7-2 学生数(2)〈入学者数〉

- ⑧ 第7分野 7-3 学生数(3)〈在籍者数〉

- ・ 第1分野 1-3 自己改革

司法試験の合格率が著しく低い場合、及び特別選抜による入学者の司法試験合格率が、法曹コースとの連携の趣旨に照らして低い場合の評価要素、第2分野2-1との評価の違いについて、評価基準の解説において明らかにするとともに、有職社会人が在籍する法科大学院においてはICT活用について積極的に評価することを評価判定の視点において明らかにした。

- ・ 第1分野 1-5 情報公開

設置基準の改正により、法科大学院における情報公開事項が新たに定められたため、当該事項を追加するとともに、評価基準の趣旨、解説、

評価判定の視点を改訂した。

- ・ 第2分野 2-1 入学者選抜〈入学者選抜基準等の規定・公開・実施〉

受験者数の算出方法について、文科省の加算プログラムの内容を解説に明記するとともに、特別卒の出願要件等の明記や、受験結果の個別の開示の実施について、評価判定の視点到追加した。

- ・ 第2分野 2-3 多様性〈入学者の多様性の確保〉

法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律の改正により、入学者の適性の的確な評価及び多様性の確保に資するための配慮について定められたため、評価基準の解説、評価判定の視点を改定した。

- ・ 第3分野 3-1 教員体制・教員組織(1)〈専任教員の必要性及び適格性〉

実務家教員「法律基本科目の各分野毎」の専任教員として参入する要件、及び専任教員の教育能力の判定方法について、解説を改定した。

- ・ 第4分野 4-1 教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み(1)〈FD活動〉

FD活動の内容として連携開設科目を含めることを、評価判定の視点到明記した。

- ・ 第6分野 6-1-1 授業(1)〈授業計画・準備〉

過去の司法試験問題について、予習のための教材等として活用することが問題ないという点を明記し、解説を改定した。

- ・ 第6分野 6-1-2 授業(2)〈授業の実施〉

「適切な態様・方法」に関する説明について、学生の手案を素材とした指導の工夫を加えた他、過去の司法試験問題を教材とすることが適切ではない場合について、解説を改定した。また設置基準の改正に併せオンデマンド授業に関する工夫を積極的に評価する点や、フォローアップ体制の趣旨を明らかにするため評価判定の視点を改定した。

- ・ 第6分野 6-3 理論と実務の架橋(2)〈臨床科目〉

選択的科目の定義を明確にするため、評価判定の視点を改定した。

- ・ 第7分野 7-6 教育・学習支援体制

補助教員の定義について明らかになるように解説を改定し、補助教員と教員又は補助教員が連携する体制が整っている点を積極的に評価することが明らかになるように評価判定の視点を改定した。

- ・ 第8分野 8-2 修了認定〈修了認定の適切な実施〉

設置基準の改正により、法科大学院入学後に、当該大学院の授業科目において修得した単位以外の単位を、当該法科大学院の授業科目の履修により修得したものとみなすための条件等が規定されたことに伴い、評価基準の解説を改定した。

- ・ 第8分野 8-3 異議申立手続〈成績評価・修了認定に対する異議申立手続〉

成績の評価根拠を示すことが必要であると明らかになるように、解説内の「試験答案の返却」を「採点済み答案」に修正する改定をした。

- ・ 第9分野 9-1 法曹に必要なマインド・スキルの養成〈総合評価及び適合認定〉

適格認定から、「適合」・「不適合」認定に統一されたことに伴い、解説の改定をした。

#### (5) 自己点検・評価

本自己点検・評価に当たり、4巡目の受審校及び評価員にアンケートを実施した。アンケートに回答した受審校10校のうち9校が、評価基準の明確性や理解のしやすさについて、「明確で理解しやすい」、「どちらかといえば理解しやすい」と回答している。またアンケートに回答した評価員については、全評価員が「明確で理解しやすい」、「どちらかといえば理解しやすい」のいずれかに回答しており、評価基準の明確性や理解のしやすさについては3巡目のアンケート結果に比べ、大きく改善したと評価できる。よって、当財団の評価基準は、受審校及び評価員によく理解されているものと考えられる。

一方で、個々の評価基準等について明確化を求める意見や、多段階評価における判定の目安のうちA評価とB評価の区別が困難である旨の意見、3巡目における評価と同様の評価内容であったにも関わらずに評価に差異が生じた理由が不明確である旨の意見等があった。また、法曹コース新設や在学中受験の開始といった法科大学院を取り巻く状況の変化に伴い、在学中受験への法科大学院の対応を、どのような観点で評価すべきかという意見等もあった。当財団は、これらの意見も踏まえた上で、今後の評価基準等の改定について検討する予定である。

評価基準等の改正に当たっては、個々の法科大学院の規模や、カリキュラムに応じた基準の整理、検討を求める意見、4巡目の評価において課題と指摘された点について、解説又は評価判定の視点への明記を求める意見があった。

当財団は、今後、関係法令の改正に対応した基準改定に加えて、4巡目の評価における課題や今回のアンケートで寄せられた意見を検討の上、5巡目に向けて評価基準等を見直す予定である。

## 2 評価方法

### (1) 評価のプロセス

#### ア 総論

当財団は、受審校の作成した自己点検・評価報告書その他当財団が必要と認めて入手した資料を分析・検討するとともに、受審校の現地調査等を実施した上で、評価基準に従って評価を行っている。

評価のプロセスはおおむね以下のとおりであり、前回までと変わらない。

#### イ 前回評価からの評価プロセス変更点

当財団は、当財団は、文部科学省令和2年6月22日付事務連絡「法科大学院教育における認証評価充実の方向性、定量的な数値目標及び在学中受験資格の導入に伴うカリキュラム等の工夫例について」（以下「令和2年6月22日付事務連絡」という。）のうち、別添1「法科大学院制度改革を踏まえた認証評価充実の方向性」を受けて、4巡目（2021（令和3）年4月以降）の評価より、受審校の内部質保証の仕組みが一定程度機能し、教育の質が一定程度担保されていると認めた受審校（以下「特色を重視する評価を行う対象校」という。）について特色を重視した評価を行い、それ以外の受審校について通常の評価を行う運用を開始した。

また、当財団は、3巡目まで評価認証を上半期・下半期の2半期に分けて実施していたところ、4巡目より上半期・下半期の区別をやめ、全受審校統一の通年制で行うこととした。

#### ウ 本評価

- ① 当財団が、受審校が「通常の評価を行う対象校」と「特色を重視する評価を行う対象校」のいずれに該当するかを決定する。
- ② 当財団と受審校とが評価実施全体のスケジュールについて決定する。
- ③ 評価委員会（構成等については後記3に記載。）が、受審校に対し、自己点検・評価項目を通知する。また、認証評価事務局がZ o o mを利用したWEB会議（以下「WEB会議」という。）で事前説明会を実施し、評価基準等の改定の内容やそれに伴う評価実施上の変更点等について説明を行う。
- ④ 評価委員会が、担当評価員（構成等については後記3に記載。）を選任し、受審校に通知する。
- ⑤ 評価委員会が、受審校の学生及び教員に対するアンケート調査を実施する。
- ⑥ 受審校が、自己点検・評価報告書を作成し、関連資料とともに当財団にいずれもPDFデータで提出する。
- ⑦ 評価委員会が、専任教員の教員適格や授業担当能力等を審査するため、教員審査分科会を開き、受審校から提出された教員調書等の資料を

分析・検討する。

この教員審査分科会において、研究業績の追加提出や現地調査時における個人面談・授業見学の実施等について決定する。

- ⑧ 担当評価員により構成される評価チームが、WEB会議で事前検討会を開き、受審校が作成した自己点検・評価報告書及び関連資料（アンケート調査結果も含む。）の分析・検討を行い、必要があれば、受審校に対し、事前質問を行い、関連資料について追加提出や現地調査での閲覧準備等を依頼する。

それに対し、受審校が、事前質問に対する回答や関連資料の追加提出や現地調査での閲覧準備等の対応を行う。

- ⑨ 評価チームが、受審校に赴き、3日間の現地調査を行う。

現地調査開始日の前日には、評価チームが、直前検討会を開き、事前質問に対する回答等も踏まえて、現地調査での調査・確認事項等を再度検討する。

そして、現地調査では、会議資料や定期試験の答案等、現地閲覧資料を確認するのみならず、教員との意見交換を複数回実施する。その間に可能な限りの授業見学を行い、昼食時間において学生との意見交換会を実施している。必要がある場合には、教員や研究科長面談との個人面談も実施している。また、3巡目から、現地調査時に開講されない授業についても、録画視聴により授業見学を行えるようにしている。

- ⑩ 評価チームが、現地調査後に、WEB会議で事後検討会を開き、現地調査の結果を分析・検討し、自己点検・評価報告書、関連資料、現地調査の結果を基に、評価チーム報告書を作成する。

- ⑪ 評価委員会が、評価チーム報告書、自己点検・評価報告書及び関連資料に基づき、評価を行い、これに基づき評価報告書原案を作成した上（評価報告書原案については、事前に評価委員会分科会が開かれ、当該分科会においても、その記載内容について検討がなされている。）、これを受審校に送付して意見を求める。

これに対し、受審校は、評価報告書原案受領後30日以内に、当財団に対して意見を申述することができる。

- ⑫ 評価委員会は、受審校からの意見を検討した上で、評価報告書を決定し、受審校に送付して通知するとともに、文部科学大臣に送付して報告し、当財団のウェブサイトに掲載等する方法で公表する。

なお、評価委員会は、必要に応じて、受審校に対し、評価報告書の送付に際して、評価報告書の内容及び関連事項について説明を行うことがある。

- ⑬ 受審校は、評価報告書受領後30日以内に、当財団に対して、法科大学院認証評価手続細則第6条以下の規定に則り、異議の申立てを行う

ことができる。

- ⑭ 当財団は、受審校及び各評価員に対し、アンケート調査による多角的な意見聴取を実施し、その結果に基づき、次巡目以降の認証評価プロセス改善を行う。

#### エ 再評価

当財団は、当財団の適合認定を受けた受審校について、(ア) 当財団が、評価報告書において、当該認証評価実施年度から4年未満の期間内に評価基準の一部について評価を受けることを求めた場合、または、(イ) 当財団の認証評価を過去4年以内に受けた受審校から、評価基準の一部について評価を求められた場合には、認証評価に準じた評価（「再評価（改善確認）」）を行う。

当財団は、過去5年において、2020（令和2）年度に1校、2019（令和元）年度に1校の再評価を実施した。前者は第1分野及び第2分野、後者は第1分野の再評価であって、(ア) に該当するものであった。(イ) に該当する再評価の実施実績はない。

#### オ 追評価

当財団は、当財団による認証評価において不適合認定を受けた受審校のうち、追評価可能と当財団が認めた法科大学院から申請を受けたときに追評価を行う。追評価は、不適合認定の原因となった評価基準及び事後の重要な変更のあった評価基準を中心に、全評価基準についての評価を行い、その結果、評価基準毎の評価を総合考慮し全体として適合と判定されるときには、適合認定を行う。これまで追評価の実施実績はない。

#### カ 受審校による年次報告等

当財団では、受審校から、当財団の評価を受けた後、次の認証評価を受ける前まで毎年度、評価対象項目に関し重要な変更があった場合の変更に係る事項その他当財団の指定した事項について、年次報告書の提出を受けている。

年次報告書の報告内容については、毎年度、評価委員会が確認し、必要があれば適宜の措置を講ずることができるようにしている。

### (2) 自己点検・評価

#### ア 当財団の評価方法が適確であること

当財団の評価方法は、法科大学院の教員や学生との対話を重視するという観点から、現地調査での意見交換を充実させることにより、自己点検・評価報告書や関連資料等の分析により抽出された疑問点や問題点を実質的に検討することができるようにしている。

- (ア) 当財団は、4巡目の評価より、「特色を重視する評価を行う対象校」（特色重視評価校）を判定する内部基準を設定し、各受審校にこれを通知したうえ、特色重視評価校と「通常の評価を行う対象校」（通常評価



校)のいずれに該当するかを決定している。特色重視評価校については、自己点検・評価報告書の記載及び教員との意見交換会の重点化並びに特色ある教育研究をより進展させる方向での評価をより重点的に行うため、評価期間は通常評価校と同様の3日間である。特色重視評価校については、評価報告書第9分野〔総合評価〕において、特色を具体的に記載して評価することとしている。

4巡目認証評価では、1校を特色重視評価校、それ以外の受審校を通常評価校と決定し、認証評価を行った。特色重視評価を行った受審校については、受審校に対するアンケートの結果、評価について「満足している」との回答があり、また評価員に対するアンケート調査結果では「特に問題を感じなかった」との回答が複数あった。

- (イ) 当財団では、4巡目より、WEB会議の実施を積極的にすすめている。具体的には、事前説明会について、3巡目まで評価認証事務局が各受審校に赴いて行っていたところ、4巡目よりWEB会議にて行っている。担当評価員により構成される評価チームの事前検討会及び事後検討会についても、4巡目よりWEB会議併用のハイブリッド方式とした。評価員に対するアンケート調査結果では、WEB会議による事前検討会及び事後検討会が適切かつ円滑であったと評価する回答が多く寄せられた。
- (ウ) 当財団では、4巡目より、受審校の当財団に対する自己点検・評価報告書及び関連資料の提出はいずれもPDFデータとし、現地閲覧資料も電子データでの閲覧を原則として認める運用とすることで、受審校の負担軽減に引き続き配慮している。電子データでの資料提出・閲覧については、受審校に対するアンケート調査結果では合理的であると評価する回答が多く、また評価員に対するアンケート調査結果でも概ね好評であった。当財団としては、資料の電子化の取組みを引き続きすすめていく。
- (エ) 当財団は、4巡目より、自己点検・評価報告書フォーマットの書式を変更し、散在しかつ重複して記載されていた受審校の基本データを冒頭に一括りにして記載することとした。また、重点評価校については、前回評価からの変更点を重点的に記載することとして受審校の負担軽減を図った。
- (オ) 当財団では、全受審校について3日間の現地調査を行い、録画視聴を含む多数回の授業見学により、その授業内容を実質的に確認することができるようにしている。アンケート調査の結果、現地調査の期間については11校中9校の受審校が、意見交換及び授業見学の回数・時間についてはそれぞれ8校の受審校が適当である旨の回答をしている。そして、最終的な成果物である評価報告書についても、その記載内容から

各評価基準に関する具体的な評価を確認することができるものとなっており、評価された法科大学院のみならず、他の法科大学院にとっても自校の教育研究活動の発展・改善に役に立つものとなっている。アンケート調査の結果においても、11校中7校の受審校が評価報告書の構成・内容について「非常に明瞭で理解しやすい」、「どちらかといえば明瞭で、理解しやすい」と回答しており、また、10校の受審校が「評価報告書は今後の教育研究活動の発展・改善に大いに役に立つ」、「どちらかといえば役に立つ」と回答している。

(カ) よって、当財団の評価方法は、評価基準に基づく適合認定を適確に行うことができる評価方法となっており、細目省令第4条第1項第2号の要請を満たす評価方法となっていると判断する。

#### イ 改善すべき点について

(ア) 提出・閲覧資料の準備のみならず認証評価のプロセス全体を通じた受審校の負担軽減は、認証評価機関として引き続き取り組むべき課題である。アンケート調査の結果、提出・閲覧資料の準備について、11校中4校の受審校が、「大きく困難を感じた」、「どちらかと言えば困難を感じた」と回答した。また、8校の受審校が、受審準備の負担感について、「非常に負担であった」、「負担であった」と回答している。5巡目に向けて評価のプロセス全体を見直し、提出・閲覧資料に限らず、その他の点でも受審校の負担軽減を図る改善をしていきたい。また、評価員に対してもむやみに負担をかけぬよう、更なる省力化のため、引き続き評価方法を適切に改善していきたい。

(イ) 4巡目より全受審校統一の通年制で行うこととしたため、自己点検・評価報告書及び教員個人調書の提出時期が例年より前倒しになった。アンケート調査結果では、これにより、事務負担が増加したとの回答があった。この点については、5巡目より適切に改善していきたい。

(ウ) 資料の提供方法については、4巡目からペーパーレスとし、受審校から電子データでの提出を受け、各評価員には電子データを集約したタブレット端末を貸与する方法で資料配付を行った。アンケート調査の結果、複数の受審校から電子データでの資料提出により事務負担が軽減したとの回答があった。また、評価員からもペーパーレスの携帯性や一覧性を評価する好意的な評価が多数であったため、当財団では電子データでの資料提出及び配付を継続し、更なる電子化をすすめる予定である。なお、4巡目では、貸与したタブレット端末でのみ電子データ閲覧を認めたことから、報告書作成用端末が別途必要となり、業務が複雑となったことを指摘する意見が複数あった。この点については、5巡目より適切に改善していきたい。

(エ) 現地調査の期間（3日間）は、現地での充実した授業見学を行い、受

審校の教育理念を理解し、教育の実態を丁寧に観察する当財団の評価方法の特長である。アンケート調査の結果でも、11校中9校の受審校が「適当である」と回答している。また、評価員に対するアンケート調査結果でも72%が「十分である」、24%が「どちらかといえば不足している」と回答し、「どちらかといえば長い」との回答はほとんどなかったため、期間は適切であると考えている。

### 3 認証評価の実施状況

#### (1) 評価組織・評価者

##### ア 評価委員会

当財団の評価委員会は、30名を定員とし、法曹実務家、法科大学院の専任教員及び一般有識者から構成されている。評価委員会は、評価報告書の作成や評価手続その他評価の実施に関する手続の決定、評価員の選任など、評価の中心となる業務を行う。また、評価委員会委員は、評価員から構成される評価チームを編成し、その主査として、各受審校の現地調査を取り仕切る（評価委員会委員の員数の推移や構成については「4 組織及び運営の状況」に記載。）。

##### イ 評価員

##### (ア) 評価員の構成

評価員は、法曹実務家及び研究者から構成されており、法曹実務家の評価員は、実務家教員として法科大学院教育に携わった経験を持つ者が多い。また研究者の評価員は、法科大学院の専任教員を中心に構成されているが、法律基本科目を専門とする教員を中心に、基礎法学や展開・先端科目を専門とする教員や、法学部及び他学部にも所属する教員も含まれている。

##### (イ) 評価員の業務及び研修

各法科大学院を評価するに当たり、評価員5～7名を評価チームとして選任する。評価チームに選任された評価員は、担当分野における評価報告書の執筆や、現地調査における資料の調査、授業見学、教員や学生との意見交換などの業務を行う。

調査の結果は『評価チーム報告書』としてとりまとめられ、評価委員会へ提出される。

評価員選任後、初めて評価に参加する評価員は、当財団が実施する評価員研修を受講する。評価員研修は、現地調査の半年から3か月程度前を目安に実施している。

#### (2) 過去5年間における評価の実施状況

過去5年間においては、下表のとおり、3巡目と4巡目にまたがり計13校（本評価11校、再評価2校）の評価を実施した。

#### 【過去5年間の評価の実施状況】

	2019（令和元）年度	2020（令和2）年度	2021（令和3）年度	2022（令和4）年度	2023（令和5）年度
国公立	0	0	0	0	2
私立	1	1	2	4	3

合計	1	1	2	4	5
----	---	---	---	---	---

3巡目に当たる2019（令和元）年度及び2020（令和2）年度に実施した2校の再評価は、1校を当財団の評価基準に不適合、1校を適合していると評価した。4巡目に当たる2021（令和3）年度から2023（令和5）年度までに実施した11校の本評価では、11校を当財団の評価基準に適合していると評価した（但し、うち1校には再評価を要請した）。

(3) 特色を重視する評価を行う対象校

4巡目には、前記第2の2（2）のとおり、特色を重視する評価を行う対象校として、1校の評価を行った。なお、特色を重視する評価を行うか否かについて、4巡目の全受審校に対し、評価委員会で評議を行ったところ、上記1校を対象校とすることに決定した。

(4) コロナ禍における実施状況

4巡目は、コロナ禍において、現地調査を実施したため、従前の調査から以下の点に変更となった。

まず、施設見学及び授業見学に際しては、見学を行う評価チームの人数をコロナ禍前よりも限定して行った。

また、学生との意見交換会においては、学生には弁当を渡した上、会場での食事を控え、マスクを着用し意見交換のみを実施したり、会場での食事を行うが、黙食とした上、マスクを着用し意見交換を実施したりした。

(5) 1巡目、2巡目、3巡目、4巡目の評価校数の比較

当財団の評価校は、1巡目が、本評価29校、再評価7校、2巡目が、本評価24校、再評価4校、3巡目が本評価13校、再評価2校、4巡目が本評価11校となっており、評価校数は減少傾向である。

(6) アンケート実施結果

2021（令和3）年～2023（令和5）年に実施した受審校向けアンケートは、対象校数11校に対し、回答校数は10校であり、回答率は90%であった。

また、上記期間に実施した評価員向けアンケートは、対象者数58人に対し、回答者数25人となり、回答率は43%にとどまった。

(7) 自己点検・評価

当財団の受審校は、4巡目に本評価を行った11校から学生募集を停止した受審校を除くと10校となる。

受審校を対象としたアンケートでは「受審の結果満足しているか」という質問に対し、11校中10校より「満足している」との回答を得た（1校については、受審校アンケートの回答がなかった。）ことから、総じていえば、当財団の認証評価が一定程度評価されていると考えられる。

他方で、認証評価活動全般への負担の程度については、10校中3校が「非常に負担であった」、5校が「負担であった」と回答しており、当財団とし

て、認証評価活動の簡素化・重点化を進めているものの、受審校の負担は大きいと思われる。今後、提出資料の内容及び提出方法を精査するなど引き続き簡素化・重点化を図ることが重要な課題である。

また、評価員を対象としたアンケートでは、小規模校の存在、法曹コースの新設及び在学中受験の開始など、法科大学院を取り巻く様々な状況の変化に伴い、一部の評価基準について、現行の基準をそのまま適用したのでは適切な評価が得られないのではないかという指摘もなされた。さらに、一部の基準について、定義づけが非常に厳格であり、展開・先端科目として認められる科目の基準等、実情に即すと現実的ではないとの指摘がなされたものもあった。今後、5巡目に向け、評価基準を精査し、現状に即した適切な改定を検討している。

なお、受審校向けアンケート及び評価員向けアンケートについては、いずれも回答率 100%には到達しておらず、5巡目においては、アンケート結果の分析が有用となるよう、回答率向上へ向けた対策を講じる予定である。

#### 4 組織及び運営の状況

##### (1) 当財団の組織

当財団が実施する認証評価は、当財団の認証評価事業部がその任を負っている。認証評価事業部は、定款第35条第1項第5号及び第6号に定める認証評価会議、評価委員会、評価員、異議審査委員会、自己点検・評価委員会、認証評価事務局で構成されている。各会議体及び事務局の設置状況（員数の推移及び構成）は下表のとおりである。

##### 【各会議体の設置状況】

		2019(令和元)年	2020(令和2)年	2021(令和3)年	2022(令和4)年	2023(令和5)年
認証評価会議	委員数(人)	10	12	10	11	11
	(うち女性)	0	0	0	0	0
	大学	4	5	4	4	4
	法曹 一般有識者	2 4	3 4	2 4	3 4	3 4
評価委員会 (平成30年度からは自己点検・評価委員会委員を兼任)	委員数(人)	22	20	21	21	21
	(うち女性)	3	3	3	4	4
	学識経験者	14	10	10	10	10
	法曹関係者 一般有識者	4 4	6 4	7 4	7 4	7 4
異議審査委員会	委員数(人)	5	6	5	5	5
	(うち女性)	0	0	0	0	0
	予備委員数(人) (うち女性)	2 0	2 0	0 0	0 0	0 0

過去5年間において、各会議体の委員数に大きな変化はない。退任者がいた場合には、退任者の属性（実務家・研究者・一般有識者）に合わせて、適宜補充を行っている。

認証評価会議委員は当財団理事会が選任し、評価委員会、異議審査委員会、自己点検・評価委員会については、認証評価会議が選任する。

##### (2) 認証評価会議

9名～12名の法科大学院関係者、法曹、一般有識者から構成され、評価基準の策定、変更等の認証評価事業の基本的事項の決定のほか、評価委員会委員、異議審査委員会委員の選任や評価報告書に対する受審校の異議の採否の決定などを行う。

年2～3回の開催が通常である。

委員全体における女性の比率はいずれの年度も0%であった。

### (3) 評価委員会

3(1)ア記載のとおり、評価報告書の作成や評価手続その他評価の実施に関する事項の決定、評価員の選任など、評価の中心となる業務を行う。当財団の評価委員会の特色として、裁判所の協力のほか、経済界、労働組合、マスコミ、消費者団体などの協力を得て、法曹以外の立場から多様な意見をいただき、それを評価に反映させている点がある。

評価委員会は、年5～6回程度開催している。但し、評価委員会委員は、受審校の評価チームの主査を行うほか、評価報告書の決定、基準改定の実質的審議などを行うため、負担が過剰になっているおそれがある。

委員全体における女性の比率は13%～19%であった。

### (4) 異議審査委員会

認証評価会議の選任した異議審査委員4名～6名で構成され、評価報告書に対し、受審校から異議申立てがなされた場合に、当該異議を審査し、異議審査書を認証評価会議に提出する。

委員全体における女性の比率はいずれの年度も0%であった。

### (5) 評価員

評価員の業務は、3(1)イに記載のとおりである。

評価員の員数については、前回の自己点検・評価報告時から引き続いて2021(令和3)年度まで、下表に示すとおり漸次減少傾向にあったが、2022(令和4)年度と2023(令和5)年度に評価が集中していたため(2022(令和4)年度が4校、2023(令和5)年度が5校)、人員を補充しない限り評価員が不足することが想定されたため、2021(令和3)年度から受審校や退任する評価員からの推薦者を中心に人員補充を進め、下表に示すとおり2022(令和4)年度と2023(令和5)年度において員数を増加させることができた。

また、評価員全体における女性の比率は、2019(令和元)年度は0.1%であったが、その後は0.4%、5.3%、5.4%、16%となっている。

#### 【登録評価員数の推移(人)】(各年度4月1日時点)

	2019(令和元)年度	2020(令和2)年度	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
研究者 (うち女性)	45 0	50 3	44 3	45 3	52 9
実務家 (うち女性)	37 1	33 1	31 1	29 1	29 4
合計 (うち女性)	82 1	83 4	75 4	74 4	81 13



## (6) 認証評価事務局

当財団の認証評価事務局は、事務局員（弁護士）と事務職員（一般職員）で構成されているところに、大きな特徴がある。これは、法曹養成の重要なプロセスである法科大学院教育に対してなされる認証評価について、法曹実務家が積極的に関与すべきであるという当財団の法科大学院認証評価に関する考え方とも深く関わっている。

### 【認証評価事務局の組織規模】

	2019（令和元）年	2020（令和2）年	2021（令和3）年	2022（令和4）年	2023（令和5）年
事務局員（弁護士）	3	2	3	4	5
事務職員	2	1	1	1	1
合計	5	3	4	5	6

## (7) 会議の開催形式

会議の開催形式について、いずれの会議体においても、従前は日弁連の弁護士会館での対面方式による開催を原則としていた（議題の数や内容次第では書面表決も可能としていた）。

しかし、2020（令和2）年4月に新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて緊急事態宣言が発令された以降は、例外的にWEB会議を用いたオンライン方式による開催を実施可能とし、その後は実際にオンライン方式により会議が開催されてきた。

2023（令和5）年5月に新型コロナウイルス感染症が第5類感染症に分類されるなどコロナ禍が落ち着いた後、弁護士会館での対面方式による開催を復活させたものの、オンライン方式による出席も可能とし、事実上オンライン方式併用の対面方式による会議開催が原則となっている。

## (8) 自己点検・評価

当財団では、各会議体で、認証評価開始当時から現在まで協力を仰いでいる委員の方々が一定程度存在する。法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度（以下「法科大学院制度」という。）と認証評価が開始してから20年になり、これらの方々にとって長期にわたる負担となっている現状がある。現在の法科大学院で教育に当たる教員についても、20年という時間を経ている中での教員の年齢構成の改善とそのための研究者育成は喫緊の課題となっている。認証評価機関としても、評価の継続性を維持しながら委員の年齢構成の改善を進めていくことが重要な課題となっている。

また、(1)ないし(5)記載の表のとおり、各会議体の委員のうちに女性の占める割合は、評価委員会以外の会議体はいずれも0%である。評価委

員会についても3割に満たず、また評価員についても2023（令和5）年度については女性を大幅に増員することはできたものの女性の割合は十数%にすぎない。委員の属性（実務家・研究者・一般有識者）のバランスもさることながら、ジェンダーバランスについても適切に対応してゆくことも重要な課題となっている。なお、ジェンダーバランスの観点から、2024（令和6）年度以降の任期で、認証評価会議に1名の女性委員を、評価委員会委員に1名の女性委員を選任した。引き続き、女性委員の確保を進めてゆく予定である。

そして、事務局の弁護士や職員の人数も、年度毎にばらつきがあるものの、評価実施校が多い年度については必要人数が増員されており問題は無い。ただ、年度毎（評価校数毎）に事務局の人数構成が変更されることがあるため、事務局業務の連続性や引継ぎを適切に実施してゆくことが課題となる。

各会議体の開催形式については、委員の負担軽減にも資することから引き続きオンライン方式を併用してゆくことになるが、今後もオンライン方式特有の問題点の検証を継続し、適時、適切に対応してゆくことも課題だと考える。

## 5 まとめ

法科大学院制度は 2023（令和 5）年度末を以って創設から 20 年を迎えた。

この間、法科大学院を取り巻く状況は大きく変化し、この 5 年間においてもいわゆる法曹コースとの連携による 3 + 2 の法曹養成制度や司法試験の在学中受験資格が導入されるなど大きく変化した（それぞれに対応した評価基準等の改正については前記 1 のとおりである。）。前回の自己点検・評価で問題となった、法曹志願者の減少についてはこの 5 年間でだいぶ落ち着いたものの、法曹志願者の増加に向けた取り組みをどのように実施してゆくかは法科大学院のみならず法曹界全体における喫緊の課題として重要性が増してきている。

認証評価に関しても、2019（令和元）年の連携法等法令改正により第三者機関による認証評価の適合認定が法曹養成連携協定の認定要件となるなどその重要性は劇的に増した。また、文部科学省の令和 2 年 6 月 22 日付事務連絡で示された、評価に関する効率化、実質化及び重点化の要請を受けて、当財団でも評価基準や評価方法の改善を図ったものの（詳細は前記 1 ないし 3 のとおりである。）、更なる改善の必要性が認識された。

社会情勢についても、多様性に関する意識の高まりのほか、2020（令和 2）年以降のコロナ禍の変遷など大きな変化を経験し、当財団も認証評価活動の中で評価基準の適用や評価方法などについて出来る限りの対応を尽くしてきた（WE B 会議の活用などの対応状況は前記 2 ないし 4 のとおりである。）。今後も社会情勢の変化を捉えた、適時、適切な改善を続けてゆく必要がある。

最後に、当財団は、当初から一貫して、「2つのマインドと7つのスキル」を備えた法曹を養成する教育が行われているかを実質的に評価してきた。この間、法科大学院は入学者募集停止校の続出、法曹志願者数の減少など厳しい環境に直面し、法科大学院制度に対しても厳しい意見が様々な場面で出されてきた。しかし、この数年は入学者募集停止校もほぼなくなり、法曹志願者数も減少傾向から脱するなど法科大学院を取り巻く状況は改善されている。そのような中、法科大学院制度に対する意見にも変化の兆しが見られているなど、法科大学院制度創設当初の理念が再認識されるべき状況となっている。

当財団も、改めて法科大学院制度創設当初の理念に立ち返り、引き続き、「2つのマインドと7つのスキル」を備えた法曹を養成する教育が行われているかを実質的に評価してゆく所存である。この「2つのマインドと7つのスキル」は、法科大学院関係者や法曹のほか一般有識者などからの意見も集約したものである。しかも、評価基準や評価方法について法令改正や社会情勢の変化にすみやかに対応できる体制を整えているなど、当財団の認証評価は国民の多様かつ高度な法的需要に対応することのできる質・量を備えた豊かな法曹を養成することのできる法曹養成教育に資するものになっていると考えている。

当財団は、我が国の法曹養成教育により一層の貢献ができるよう、努力・研鑽を継続してゆく所存である。